



～ 見附市で職場体験を行う学生の受け入れのための

事業者の経費を補助します！ ～

「インターンシップ受入促進事業補助金」のご案内

学生の市内就職と受け入れ企業の人材確保に効果が高いインターンシップの積極的な実施を促すため、インターンシップに取り組む事業者に対して、学生の受け入れに係る経費の一部を補助します。

1. 対象者

見附市内に事業所等を有している事業者

2. 補助対象事業

市内の事業所で2日以上実施し、原則1日当たり4時間以上実施される就業体験であること。

3. 補助対象経費

インターンシップ実施において、学生の受入のために企業が負担した次の経費

- ① 交通費
- ② 昼食費

4. 補助額

対象経費の1/2 受入学生1人当たり上限1万円

5. 申請期間

令和6年4月1日（月）～ 令和7年3月31日（月）

6. 申請に必要な書類

インターンシップ受入促進事業補助金交付申請書
◎受入予定者の名簿を提出してください。

7. 申請方法

申請に必要事項を記載のうえ提出して下さい。

8. 補助金交付までの流れ

- (1) インターンシップの受け入れの7日前まで（土・日・祝日にあたる場合は前日）に、「インターンシップ受入促進事業補助金交付申請書」を提出してください。
- (2) 申請書の内容を審査し、補助金交付決定通知書を送付します。
- (3) 事業が完了した後、実績報告書を提出してください。
- (4) 報告書の内容を確認し、補助金を交付します。

<お問い合わせ/申請先>

担当：〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1 見附市地域経済課商工労働係

電話：0258-62-1700（内線：231） MAIL：chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp